

独立行政法人国立青少年教育振興機構
国立赤城青少年交流の家運営協議会規程

平成25年 4月 1日制定

平成25年11月13日改正

平成30年 4月 1日改正

平成31年 4月 1日改正

(趣旨)

第1条 この規程は、独立行政法人国立青少年教育振興機構組織規程（平成18年独立行政法人国立青少年教育振興機構規程第1-1号。）第7条第2項の規定に基づき、独立行政法人国立青少年教育振興機構国立赤城青少年交流の家（以下「交流の家」という。）運営協議会（以下「運営協議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 運営協議会は、委員15人以内で組織する。

(委員の任命及び任期)

第3条 委員は、交流の家の管理運営に関し、広くかつ高い識見を有する者のうちから所長が委嘱する。

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 運営協議会に委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。

3 委員長がやむを得ない事情で職務を遂行できないときは、あらかじめ所長が指名した委員が、その職務を代理する。

(協議事項)

第5条 運営協議会は、交流の家の管理運営について、次の各号に掲げる事項について協議する。

- 一 施設運営の改善・充実に向けた取り組みに関する事項
- 二 運営計画の策定に関する事項
- 三 専門部会の運営に関する事項
- 四 運営結果の点検・評価に関する事項
- 五 その他運営協議会において必要と認める事項

(会議の開催)

第6条 運営協議会は、所長が招集する。

2 所長は必要に応じて委員から、年間を通じて意見を聴取することができる。

(専門部会)

第7条 運営協議会の下に、所長が必要と認める特定事項を検討する専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2 所長が必要と認めるときは、委員以外の者からも意見を聞くことができる。

（守秘義務等）

第8条 委員は、職務上知りえた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（庶務）

第9条 運営協議会の庶務は、総務係において処理する。

（雑則）

第10条 この規程に定めるもののほか、運営協議会の運営に関し必要な事項は、所長が別に定める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年11月13日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。